



平成29年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間について

5月12日は『**民生委員・児童委員の日**』です。

これは、大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「岡山県済世顧問制度設置規程」が公布されたことに由来するものです。

本年は、民生委員制度創設から100周年を迎える記念すべき年にあたります。

民生委員・児童委員の活動をより多くの方に知っていただくため、昭和52年に民生委員制度創設60周年を期して毎年5月12日を「民生委員・児童委員」の日とし、また民生委員・児童委員の日からの1週間（5月12日～18日）を「活動強化週間」とすることを全国民生委員児童委員連合会が決めました。

この活動強化週間には、広く地域の皆様や関係機関・団体等に民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）やその活動について理解を深めていただくために、民生委員・児童委員が各地域でさまざまなPR活動等に取り組んでいます。

ぜひ、民生委員・児童委員のことを知ってください。

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、地域住民の立場にたって地域の福祉を担っています。

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。

医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役となります。

○根拠法：民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

○定数：石川県 3, 114人、全国236, 271人（平成29年4月1日現在）
（※厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県等の条例で定める。）

○委嘱：厚生労働大臣。任期は3年。

○職務に関する指揮監督：都道府県知事（特別職の地方公務員とされている）

○報酬：無報酬。

<民生委員法に規定される業務（民生委員法第14条）>

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。